

議案第71号

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を別紙のように改正する。

平成27年11月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

青梅市及び浅川清流環境組合の加入に伴い、規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第252条の7第3項の規定により、本案を提出するものであります。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「三鷹市」を「三鷹市、青梅市」に、「ふじみ衛生組合」を「ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合」に改める。

附 則

1 この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規約の施行の際、現に青梅市公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求とみなす。

改正後

別表

立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合、東京市町村総合事務組合

附則

- 1 この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に青梅市公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求とみなす。

改正前

別表

立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、東京市町村総合事務組合